

Title	南北朝初期における拳状に関する基礎的考察
Sub Title	On the letters of recommendation of War Merit (Kyojo) issued by the Shugo or provincial constables in the early Nanbokucho Period
Author	漆原, 徹(Urushihara, Toru)
Publisher	三田史学会
Publication year	1997
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.66, No.2 (1997. 1) ,p.29(177)- 65(213)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970100-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

南北朝初期における挙状に関する基礎的考察

漆原徹

I 南北朝動乱の初期において諸国に発遣分置された大将・守護の軍事的機能は、幕府政治の展開にとって極めて大きな意味を持つ。従つて幕府、大将・守護及び国人相互の関係をその軍事指揮権から検討することは、当方が戦乱期の軍事社会であつた実情からも有効性を認められる。しかしその基本史料となる当該期の着到状、軍忠状などの一連の軍事関係文書に関しては、相田二郎、中村直勝両氏の研究からさほど大きく進展しておらず、その定義や機能が明確となつていない。本稿では南北朝初期における挙状について、当該期の幕府軍事体制下での発給状況からその機能と特徴を検討してみたい。観應擾乱以前の初期幕府軍事体制の特質については、足利一门・根本被官出身守護・大将の大量起用のみならず、一般外様守護に優越する軍事指揮権が与えられていた事実

を指摘してきた。当時の軍事関係文書との対応関係から、軍事指揮権とは、1軍勢催促権、2戦闘指揮権、3戦功認定権、4幕府への戦功及び戦況注進権、5感状発給権などの諸要件によつて構成されていたことは疑問の余地がなく、挙状もまた3、4の権限を考察する重要な軍事関係文書であると判断される。まず挙状の定義から再確認してみよう。

相田二郎氏はその著『日本の古文書上』で吹舉状・挙状の項において次のようにいいう。

「下位の者からの申出たことを、上位の者に取次いで吹舉する為に出す文書、又下位の者から上位の者に奉る文書を取次ぐ時に出す文書を、吹舉状若くは挙状と云ふ。下位の者から直接上位の者に申上ぐることの出来ない場合、また特に吹舉してその申出に信用を深めることを圖

る場合に、かかる文書が必要となつてくるのである。」以上のように冒頭に定義され、例文を掲示する。その文書は、北畠顯家が指揮下の伊賀盛光の篳屋役の免除の申請について、津軽地方に於いて味方として合戦に参加したこととを事実として保証し、中御門宗兼充てに中継上申した建武元年の⁽⁴⁾挙状である。そして下巻の図録にさらに三例を掲げる。その一は、九州探題渋川満頼が、阿蘇惟郷の大宮司職相続の申請を幕府に上申した應永廿二年のもの。⁽⁵⁾次に、能登守護吉見氏頼が指揮下国人の天野氏の押領された所領について安堵の裁許を申請した康安二年のもの。⁽⁶⁾そして最後に、伊豆国守護代が管国内闕所地に関する、先の遵行命令の結果提出されてきた走湯山衆徒の請文を中継上申するものである。これらの四例から見ると、相田氏の吹舉状・挙状という文書名を有する文書の定義は、中間権限を持つものが下級申請者の要求を、文字通り上位者に推薦を伴う場合を含めて中継上申する文書であることが判明する。従つて挙状挙申者は、上位者にその要求を取り次ぐ任にあたると同時に、要求を提出してくる対象たる被推挙者を指揮統督する立場にあつたということになる。本稿では挙状の有するこのようないいことから、観應擾乱以前の南北朝初期における幕

府軍事体制下における幕府と守護との関係を考察する好適な材料として類型化を試みて検討を加えたい。なお史料上では吹挙状または挙状と記すものが多いが、本稿では推挙ないし挙状と表記する。

II 南北朝動乱期における挙状は、地方の軍事指揮官である守護ないし大将が幕府に対し、指揮下国人の戦功の上申、また恩賞請求や所領相論を有利ならしめる推薦をする機能を有する上申文書である。従つて挙状の挙申者は、幕府より一定の戦略上の意味を有する広範な地域の軍事指揮権を付与された大将であることが多い。このため挙状の挙申者は守護と見做されることが多い。⁽⁷⁾佐藤進一氏の『室町幕府守護制度の研究』においても、守護の在職徵証として有力な文書となされている。また一国の軍事指揮官である守護とならんで複数国の国人を指揮下に包摂し、數箇国にわたつて軍事活動を行う足利一門大将もまた挙状を挙達している例が見受けられるので、ここでいう大将は、國大将及び數箇国にわたる広域的軍事指揮権を行使する足利一門の上級大将をさすこととする。しかし挙状挙申者すなわち推挙権を有するもののすべてがこの両者であるというわけではない。例えば建武三年初頭の九州落去時の例ではあるが、戦功の見知証人

に対する問状の発出も、足利尊氏の侍所奉行人が連署奉書で行う一方で、同時期に少弐頼尚が単独の直状で発給している。⁽⁹⁾このように挙状発給と密接な連関を持つ戦功検知手続きの段階でも複数のルートが存在するから、挙状の場合も、守護に中継してくる地方戦域の下級軍事指揮者からの挙状の存在が予測され、事実戦闘の直接指揮を執った各級指揮官が、指揮下国人の戦功を上級指揮者である守護・大将に注進を行つており、これらの文書も挙状とされているので後述する。

足利尊氏は建武政権から離反して、京都占領、九州落去、京都再占領という推移を経る僅か一年の間に、諸国に守護・大将を発遣し、北朝を擁立すると同時に、侍所・引付方・恩賞方以下の幕府機構を設置することに成功した。その建武三年とそれに続く幕府諸制度の成立期の時代状況を考える時、文書による戦功の確認手続きが重要であつたことは疑いない。それは間断ない戦闘の継続と恩賞の不満で離反を繰り返す国人層の実情から、幕府・国人相互に時間的経過に対応し得る戦功確認と恩賞給付のシステムが必要とされたということに他ならない。

一方このような文書による戦功確認は、蒙古襲来以降、整備発展して元弘の争乱を迎えたと想定されるから、鎌

倉幕府の継承を標榜する足利尊氏が、幕府崩壊以後いちはやく各国武士の着到状に証判を施した事実に表徴されるように、旧幕府期における文書による戦功認定制度は尊氏によって全面的に継受されたものとみられる。そしてこのような状況下において挙状もまた、内乱期の足利方武士の戦功事実の上申と確認、恩賞および所領所職の安堵などの請求手続きの過程で発給されるという役割を担つた。その過程においては、申請者＝被推挙者の軍忠事実の確認要求に対する挙状と、その後の恩賞及び所領所職の安堵や相論の際に挙達される挙状の大きく分類して二段階が存在した。そこでまず軍忠事実の挙達を目的とする軍忠挙状を例示する。

史料1

（佐竹文書乾）

伊賀式部三郎盛光事、於常陸国久慈郡東郡花房山以下所々合戦、抽軍忠訖、仍盛光日安状壹通進覽之候、若此条詐申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、恐惶謹言、

建武四年五月廿日

刑部大輔義篤（裏花押）

（押紙）「佐竹刑部大輔」

進上　　御奉行所

この拳状のよう指揮下国人の申告してくる軍忠状記載の戦功を、起請文言を載せて証明し、関東執事や鎮西管領、そして幕府などの上級機関に拳申する軍忠拳状をA型とする。この例では、本人の「日安状」を具書として副進しており、その内容について事実である旨を保証する拳状である。文言中の「日安状」とは、「花房山以下所々」の各合戦後に提出された逐次型軍忠状をもとに合成され一括して申請する型式を持つ軍忠状であるから、推挙を行う佐竹義篤は、一括申請型軍忠状の証判者に他ならず、また一回ごとに証判を与える際に証判者側が記録する実検帳の保管者でもあることは明らかである。史料1では宛所は「御奉行所」とあるのみであるが、関東執事斯波家長の問い合わせに応じて、義篤から家長へ宛て拳達したものと判断して誤りない。⁽¹³⁾

史料2
(薩藩旧記十九所収柿木原文書)
為兼重以下凶徒等誅伐、三侯院恩発向之間、自最初令馳参、致軍忠候處、去廿一日夜兼重之城焼失之時、大隅菱刈郡柿木原孫七兼政於當大手致合戦之間、被射左腰了、仍即時被見知、不日欲被絆御注進候、以此旨可有御披露候、

恐惶謹言、

建武四年二月二十二日
藤原兼政
進上 御奉行所

見知了、守護代沙弥栄定 (花押影)

史料3
(薩摩延時文書)

薩摩国延時又三郎入道法佛代信忠謹言上、

欲早預御注進浴恩賞、越前国敦賀城合戦軍忠事、

右、就御教書馳参、致軍忠候畢、然早為預御注進、恐々
言上如件、

建武四年三月六日

承了 (花押) (島津頼久)

またA型に見られるような軍忠拳状の拳達は、戦闘指揮を執った直接認定者から守護へ行うものと、さらに守護から幕府へ報告するものとの少なくとも二つの段階が存在する。つぎの二通の軍忠状は、前者が守護代、後者が守護に宛てて国人がその軍功推挙を要請したものである。

史料2は、前日の夜戦における自身の負傷という軍忠について、「仍即時被見知」と即刻負傷の認定を要求し、

「不日欲被経御注進候」と述べ、負傷の実検をもとに早急な挙状の申達を要請する即時型軍忠状⁽¹⁴⁾である。証判者はこの戦闘の直接指揮を執っていた守護代で、要求する注進先は守護正員である。

これにたいして史料3の申状では、越前金ヶ崎城攻略の軍忠について具体的内容に全く触れず挙状の挙申のみを要求する最終型式の軍忠状である。いうまでもなく具体的戦功については既に現場では認定すみであつて、要求する挙状の注進先は幕府であるから、史料2の例より

段階が上である。事実、足利直義感状が島津頼久から注進のあつた旨を明記し、九州国人に宛てて五月に発給されている⁽¹⁵⁾。この二通の軍忠状から看取されるように、守護代及び守護に対し、上級機関への挙状を要求する軍忠状は枚挙にいとまなく存在し、各々の段階で軍忠挙状が挙申されたのである。合戦の直接指揮者が守護・大将であつたり、まして足利尊氏、高師直などの幕府直率軍に編成されていた武士であれば、最初の認定段階が省略されたであろうが、戦闘が同時多発的に行われる戦乱期においては、多くの場合は守護正員の一族や守護代、さらには守護軍奉行人などの各級部将の指揮下で合戦し、まづ守護・大将段階での戦功認知を受けなければならぬ

かつたはずである。このことは、A型が軍忠の事実のみを守護・大将から幕府など上級者に推挙していることから、その前提として被推挙者の申告する軍忠の事実認定を、推挙者たる守護が事前に実施すみであることは、前述の手続き過程からも直ちに理解される通りである。その場合守護段階で実施する戦功の事実審理で、軍忠申請者とともに合戦に参加した同所合戦の見知証人に提出させる請文は、書式上ではこの軍忠挙状と同様な型式を持つ。

史料4

(山内首藤文書)

長彌三郎信仲謹言上去七月十五日、於備後国則光西方城櫛、小早河七郎、石井源内左衛門入道以下凶徒依楯籠、山内七郎入道觀西相共彼城押寄、同十七日夜半、御敵於追落刻、中間惣四郎令討死、若党真室彌次郎被疵（中略）

或同所合戦、或國中之事候間、令存知候、若偽申候者、日本國中之大小神、可罷蒙御罰候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年十月十日
進上 御奉行所

長谷部信仲

これは大将武田信武証判の建武三年七月十八日付山内觀西軍忠状で申告する戦功認定において、見知証人として名前を挙げられた長谷部信仲と太田佐賀寿丸代藤原光盛両名に対し、武田信武奉行人から戦功の実否を問う問状が発せられた結果、各々十月十日と同十一日に提出された証人請文の内の一通である。⁽¹⁷⁾ このように戦功認定手続きの過程で、戦功申請者と同所合戦の人物に対して、守護・大将側から文書による事実確認作業が実施されており、この時の証人請文は、戦闘参加者と直接指揮者である守護・大将との最初の確認段階で提出されている。その確認結果としての軍忠を守護・大将から幕府に推挙すると、受理した幕府側からもさらに守護にたいして文書による戦功の事実確認作業が行われ、その段階で作成されたのがA型の軍忠拳状ということになる。従つて同所合戦の見知証人から上申する守護代及び守護への答申文書は、現在の古文書学上では、請文として文書名が確定しており、同じく合戦軍忠の事実を保証推挙する守護代から正員、守護正員から幕府へのそれは内容や書式・体裁などが同じでも拳状と称されているのである。拳状と請文との関係については、当時の文言でも史料上それぞれ「拳状」「請文」と別々に見られるが、請文が平安

時代末には既に現れるのに対し、拳状という文書名が史料上に出現するのは鎌倉期に入つてからと見られ、時代が下ることは疑いない。軍忠などを推挙する拳状は蒙古襲来の際からみられるが、本稿では必要最低限度に止め、この拳状成立という問題については別稿に譲りたい。興味深いことは、貞永式目六条に訴訟手続きに本所の拳状を必要とする旨の制規がある一方で、鎌倉期には守護からする御家人の安堵や訴訟に関する拳状は殆ど管見に触れず、軍忠に關しては蒙古襲来に際しての戦功認知作業において、初めて合戦の見知証人請文と、大将が御家の戦功を証明する證状と称する文書が出現したことである。この證状という初見史料としての拳状は、薩摩御家人比志嶋時範の、弘安役における軍忠申状⁽¹⁸⁾の内容を証明した島津長久の軍忠拳状である。また文永・弘安役の戦功認定をめぐつては、同所合戦の証人に對して、戦功申立の事実に相違ないか否かを確認する問状が下されており、さらに審理のための尋問の必要から、守護所への出頭を要請する召喚命令も発せられている。⁽¹⁹⁾ この時に守護からの問状に應えて提出された見知証人の請文と、この確認作業終了後に守護自身が幕府に對して管国内御家の戦功を挙達した文書は、いずれも書式、内容ならび

に目的から南北朝期に見られる見知証人請文や、守護・大将の上申文書として頻出する軍忠挙状と各々全く同じである。従つて軍忠挙状の成立は軍忠状や着到状と同じく蒙古襲来をその契機にしていると考えられる。このような事実から南北朝期の挙状の制度もまた鎌倉末期に整備されてきた着到状、軍忠状から恩賞給付の將軍家下文に至る一連の軍事関係文書のひとつであり、その一環として南北朝期に継承されたものと見られる。ともあれ起請文言を有するA型の軍忠挙状は多数にのぼり、書式上では史料4に見るよう同所合戦の見知証人請文と選ぶ所はなく、ただ宛所と推挙者、被推挙者の段階が異なるのみである。従つて宛所と推挙者の双方ともに人名及びその地位の比定が困難な場合は、文書名を付する時に請文か挙状か迷うことになる。しかしこの点については、現在の古文書学上の問題というよりは、当時からの文書の呼称がそのまま踏襲されていることが大きな理由となつていて。南北朝期におけるA型の軍忠挙状は大将・守護・守護代のものがみられるが、ごく初期の足利尊氏九州落去の多々良浜合戦時のものを除き、その全てに起請文言が用いられているのはその発生の事情と証人請文の形態と無関係ではないといえよう。さて以上のように、

軍忠状には提出先の相手よりも、より上級の戦功認定者への挙状の挙申を要請する文言が多く記載されることは、守護の一族及び守護代級の戦闘指揮者への即時型軍忠状にすら見られるところであり、これが軍忠挙状が挙達される重要な理由の一つであることは疑いない。またA型の軍忠挙状のみならず、以下に述べるB型の各種挙状の挙達行為も、国人側からの要求という事由からだけでなく、守護・大将側にも挙状を挙達して幕府に要請しなければならない事情が存在したと思われる。戦功認定の段階が進み、恩賞を約束する足利尊氏感状を下付された国人層は、それを京都へ持参して所領給付の下文と交換する制度であつたと推定され、また恩賞沙汰のいづれかの段階で遅延した際には、国人は催促の訴訟のため上洛しようとする。このため戦闘継続中に国人が管国から離れて上洛すれば、守護の軍事力に大きな影響を与えることは当然である。しかも彼等の手にする幕府感状は、大規模な戦闘後の一時期に集中して発給されるのが普通であるから、この証拠文書を持参して国人が大挙上洛すれば管国の防備は手薄となり、南軍に乘じられる結果を招くことになることはいうまでもない。従つて恩賞沙汰の遅延があれば、被推挙者本人の上洛を制止し、代官に証拠

文書を持参させる旨を記す挙状が多く見られる。⁽²⁴⁾ このように動乱期においては、国人の恩賞請求、所領安堵及び訴訟などの問題解決のために、彼等に上洛されると都合が悪い守護の側にも、挙状を幕府に申達しなければならない積極的理由が存在したと判断される。

次に文言中で軍忠に言及している挙状であつても、恩賞請求や所領の安堵申請、そして訴訟の便宜を計ることに重点が置かれている恩賞及び安堵挙状と訴訟挙状をB型挙状とする。

史料5

(相馬岡田雑文書)

相馬六郎長胤今者討死・子息孫鶴丸・同七郎胤治子息竹鶴丸・同四郎成胤子息福寿丸等申状三通如此候、謹令進覽候、且為申給所領安堵候、進上代官候、且長胤・胤治・成胤等、顯家卿發向之時、去年建武三月於奥州行方郡内小高城令討死候訖、此等子細追可令言上候、以此旨可有御披露候、

恐惶謹言、

建武四年五月二日

陸奥守家長上

恐々謹言、

七月廿九日

沙弥道猷(花押)

進上 武藏権守殿

御返事

この斯波家長挙状では、前半に相馬孫鶴丸以下の支証の申状を副進しつつ所領の安堵のために代官を京都へ派遣する旨を述べ、後半には挙達の根拠たる軍忠について保証し、且つ詳細については後日報告すると上申するものである。

この型の挙状の挙達事情については、当時の所領の安堵や恩賞給付の実情がどのようなものであつたのか、その時代状況に触れる必要があろう。

史料6

(肥後森本文書)

今月二日御札、同廿一日到来、委細承候了、抑肥州凶徒間事、菊池武重死去之後故、國中無為候、兼又對薩州御敵兼重御合戦之間事、可注進之由雖承候、適於御在国、一方御承知候上者、直可有御注進候、次□□出羽次郎參御方事、公私目出候、彼仁本領并忠節間事、是又自京都宛身被成御教書歟、此上者、宜為御計、可有御注進候、毎事期後信候、

史料7

(肥後志賀文書)

應自京都御教書、令致軍忠給候之由承候、殊目出悅入候、其間子細、便宜之時者、可令言上京都□、恐々謹言、

七月廿九日

道猷(花押)

大友出羽彌次郎殿

御返事

この二通の書状は、暦應二年の同日に鎮西管領一色範氏(道猷)が返書として各々の相手に与えた文書である。前者では、建武三年三月以来、九州南部の足利氏所領確保を主任務として発遣された畠山直顕に対する返書で、直顕が対戦している南軍肝付兼重との戦況報告について、直顕が、範氏から京都へ報告してほしい旨を要請してきた点について、「直可有御注進候」と答えている。この部分に注目すると、両名は同じく足利一門の派遣大将として、一般外様守護に優越する権限を付与されているので、守護にも与えられる戦況及び戦功の注進権は当然具備しているが、九州戦域においては、直顕は戦況注進を行っており、これは表出した挙状の宛所が、「御奉行所」とならんで「武藏守殿」すなわち高師直宛が多いことを見ても直ちに理解できるところである。従つて畠山への返書中にいう京都よりの御教書とは、高師直の施行状をさすものと見られる。一例を挙げる。

節間事、是又自京都宛身被成御教書歟」と述べている。

敵方国人が帰参して来た際に、本領安堵が誘降の前提条件となつていたことは明らかであるが⁽²⁵⁾、京都すなわち幕府からの御教書とはなにをさしているのであろうか。そこで後者の文書、すなわち当の出羽次郎への返書をみよう。冒頭にある「御教書」とは、直顕への返書中にいうそれとはことなり、足利直義ないし尊氏からの軍勢催促ないし味方への帰参を促す奉書であろう。そして「便宜之時者、可令言上京都」と述べ、機会ある時には必要に応じて戦功ないし恩賞推舉を行う旨を出羽に告げている。

当時各國守護・大將よりする恩賞推舉の受理は幕府執事高師直の所管事項であり、尊氏発給の御判御教書による所領宛行、料所預置などの施行ないし遵行と、それに伴う諸事に関連する幕府御教書の発給は師直が実施していた⁽²⁶⁾。しかも師直は恩賞方頭人を兼帶して恩賞挙状受理と行賞審査に関与しており、これは表出した挙状の宛所が、「御奉行所」とならんで「武藏守殿」すなわち高師直宛が多いことを見ても直ちに理解できるところである。従つて畠山への返書中にいう京都よりの御教書とは、高師直の施行状をさすものと見られる。一例を挙げる。

史料8

（豊後武内淳氏所蔵文書）

一通、將軍家御下文、

田原藏人三郎入道正曇申、
豊後国八坂庄事、任建武参年四月一日御下文、可被沙汰
付于正曇代官之状、依仰執達如件、

建武四年三月廿七日

武藏權守（花押）

大友孫太郎殿

この豊後守護大友氏の例にみるように、当該期の守護

管国内においては、所領安堵と宛行から下地沙汰付に至

るまでには、尊氏下文が給付されたとしても、本文書の
ような幕府御教書の施行から、守護の遵行そして守護代
以下の遵行打渡しという幕府法にいう次第沙汰が実施され
ない場合には、将軍家下文受領だけでは現実の知行に
至らないのが実情であったのは周知のことである。次の
史料は、その間の事情をよく物語っている。

暦應三年五月 日

右、將軍家御下向于鎮西之時、武敏以下凶徒等楯籠菊池
山城之間、為誅伐御發向之時、一族等屬御手、抽軍忠之
刻、一族并若黨等數輩討死手負以下拔群之間、預御吹粧、
令拝領當嶋、播面白以来、鎮數ヶ度御合戦、毎度有忠無
怠之處、依未下賜京都御施行、雖有拝領之號、無知行實
之上者、早預御注進、下賜御施行、全知行、弥為抽武功
忠貞、言上如件、

史料9
(東大史料編纂所橋中村文書)

橘薩摩一族等謹言上、

浴早且預京都御注進、且任將軍家御下文旨、下賜
御施行、全知行恩賞地、大隅國種嶋地頭職事、
副進

この暦應三年五月の橘薩摩一族等の言上状案によれば、
抜群の軍忠によつて御推舉に預つた結果、將軍家下文を
受領し、それを本申状の備進文書としながらも、「雖有
拝領之號、無知行實之上者」となつてゐるのは「依未下
賜京都御施行」のためなので、早急に「下賜御施行」こ
とを守護島津に要求している。一方幕府の地方統治機関
としての鎮西管領一色道猷は、一般守護にはみられない
上級権限によつて、建武三年から文和四年までの間に書
下様式の宛行状多数を指揮下国人層に発給しており、勲
功地の宛行権を行使し得たことが明らかとなつてゐる。
しかも守護管国とはことなりこの書下による宛行状を執

行するための施行状も独自に発給している。⁽²⁷⁾ にもかかわらず指揮下国人が一色道猷の恩賞給付の書下では満足せず、足利尊氏下文の発給のみならず現実の所領の引き渡しの為の幕府御教書による施行を要求した事実は、場合によつては、恩賞給付の一色道猷書下とその施行状だけでは、恩賞地の現実支配に至らなかつたという実情を如実に示している。このように九州大将として闕所処分権を幕府より委ねられ、恩賞給付とその施行も実施しうる立場にあつた一色道猷も、指揮下国人の軍忠ならびに恩賞の推挙を幕府へ行い、幕府御教書をもつてする次第沙汰を拠り所として下地の打渡しを行わざるなかつたことが判明する。事実一般守護たる島津宛て同様に一色道猷宛てに、將軍家下文の旨に任せて沙汰付を命ずる高師直施行状が発給されている。⁽²⁸⁾

ここに国人層に対する恩賞給付権を付与されていた鎮西管領すらが、挙状を幕府に申達しなければならない理由があつたと考えられる。すなわち所領安堵、恩賞地給付、さらに所務相論の裁決などの給付権及び裁決権は、鎮西管領が独自完結的に行使することができず、あくまで挙状による幕府への挙達行為に基づいて、幕府からの安堵、宛行の御教書の発出を伴つてはじめて実現可能となつたのであつた。このように、他地域の一般外様守護が制限されていた軍勢催促状や感状の発給を行うのみならず、闕所処分権をもとに行賞権すら行使していた九州派遣大将も、推挙という行為によつて幕府の権威による保証を取り付けることで、はじめて国人層の所領要求に答え得る実行行為を成し得たと思われる。従つて一般的の諸国守護に至つては、挙達によつてもたらされる幕府からの次第沙汰なくしては国人の所領拡大要求に応える実効をあげることは不可能であつたに相違ない。

重複して整理すると、守護段階での戦功認定手続きが終了した段階で、国人は幕府への推挙権を有する守護に対して自己の軍忠の推挙を要請し、挙達行為の結果幕府感状が下達される。その後、これまた諸国守護の注進によりしかるべき闕所が將軍家下文として給付されるのであるが、その後も幕府による次第の沙汰が実施されなければ恩賞地の実効支配には至らないのである。強調しておきたいのは、軍忠行為の認定を守護・大将の介在なく幕府に直接認定され、また軍忠状による恩賞申請から将军家下文給付が直接的に対応していたわけではなく、そこに至る経過で守護・大将とその挙状の役割が決定的に重要であつたということにある。

所務相論の解決にあたつても同様であつたことともいうまでもない。従つてB型拳状にはその日途によつて、安堵、恩賞及び訴訟の各種拳状が存在する。

史料10

(薩藩旧記十九山田文書)

大隅式部孫五郎入道子息忠能重言上、

薩摩国伊集院内馬渡田畠以下、自當院御代官方被致押領間事、右、巨細先度言上畢、而自當院御代官方、彼田地等被押領事、同院兵衛三郎所令存知也、有御尋、不可有其隱、然早被尋究此等子細、被經急速御沙汰、糺給忠能、為令全地頭御米等、恐々重言上如件、

建武四年三月 日

るという国人層の傾向は極めて顯著であり、任地において南軍制圧に努めねばならない派遣大将や守護級諸將は、指揮下国人の要請があればその申請者の軍忠の程度や相論の真実にかかわらず拳状の挙申を行わざる得ない状況下にあつたと想像される。そしてこの実情を熟知する幕府の警戒感が推挙者に対しての起請文言を要求し、A型のみならずB型の拳状にも起請文言をもつものが少なくない主要な理由であると見られる。また拳状のなかには、軍忠の事実に関しては報告済みで幕府も了承しているとの前提で、軍忠事実に触れず、安堵と訴訟についてのみ幕府の沙汰を要求する拳状も存在する。一例を挙げる。

史料11

(因幡佐治谷加勢木村百姓所藏文書)

佐治孫四郎重泰事、去年八月廿日參御方候之子細、先度言上畢、仍於本領者返付候者也、可為何様候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年正月十二日 源 義春 (花押)
進上 武藏権守殿

B型拳状が、恩賞だけではなく、このような所務相論の解決を求める国人からの守護・大将への申状による要請の結果によつても作成され、この申状に添えて幕府に中継上申される場合があつたのは明らかであるが、このような所務相論の申状の例でも守護側から見る時、申請者の軍忠を、推挙するに足りるかどうかの判断が重要な前提となつていたはずである。しかしながら、南北朝動乱期の九州においては、恩賞の軽重によつて去就を決す

この拳状では、佐治重泰という因幡の国人が南朝方から足利方に帰参したことによつて、当然それ以前には闕

所として武家方に没収されていた本領の還付を要請する守護の挙状である。帰参の子細と事実関係については「先度言上畢」と述べ、既に報告済みであるので文中には本領返付の要求のみ記される。署名の源義春は細川氏に比定され⁽²⁹⁾、本文書を根拠として南北朝期における初代の因幡国守護とされている。義春の詳細は不明であるが、幕府執事高師直へ挙状を直接申達し得る立場からみてた

しかに守護正員の地位にあると判断して差支えないと思われる。このように帰参＝軍忠の事実関係にまつたく言及しないで目的のみ挙申する再挙申以上の挙状も存在する。この型の挙状は初度に軍忠について保証ずみであるので軍忠には言及せず安堵、恩賞、訴訟の目的のみ要請するものである。これは推挙の主要な目途が安堵や訴訟におかれていることからB型に含めることとするが、このような軍忠に言及しない挙状は再度以上の挙申であり、軍忠については既に推挙の当然の前提として保証されているはずであるから、守護側と幕府側双方で被推挙者の軍忠については周知の事であつたと思われる。

III 以上のように挙状は、A型の軍忠挙状とB型の恩賞・安堵・訴訟の各挙状に大別でき、さらに、A型には守護代級部将から守護に宛てるものと、守護から幕府へ

挙申する二段階が存在する。B型にも、恩賞・安堵・訴訟を挙申する前提の軍忠を併記保証するものと、全く言及しない再申請以上であることが明らかな挙状の二種が認められる。そこで以下表I中ではそれぞれをA I・A II、B I・B IIとして、建武から觀應擾乱までの南北朝初期における足利方の挙状とされる文書を掲出する⁽³⁰⁾。

次に状そのものは残存しないが、感状の文言から軍忠挙状の挙申事実が確認し得るものを探査する。日付は感状発給日をのせるが、文言には既に注進受領と述べるものと、これから注進すると告知するものの両様あるものと、この型の挙状はそのものの日付は特定できない。また感状は文言により類型があるが、表IIに掲出し恩賞に言及するか単に褒賞に止まるかも示した。

若干の遺漏が存在するかとも思われるが、以上觀應擾乱以前の足利方が発給した挙状とされるものである。以下推挙者、被推挙者及び推挙内容などの具体的な内容を逐次示すことによって、類型として確認しつつ全体的な相関関係について概括したい。また必要を認めたものについては全文を掲示する。(史料番号は一覧表に付した番号)

表
I

史學第六六卷第一二号

表 II

四四（一九二

1 島津貞久（道鑑）拳状であるが、以下に掲示する。

式部諸三郎箱崎合戦之時軍忠事、無子細候、
以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年三月五日 沙弥道鑑（裏花押影）

進上 御奉行所

承□、□□

この文書は式部諸三郎なる武士の戦功認定について、軍忠を具体的に記載していないことから、守護島津貞久が既に報告上申すみの内容に関する再度の答申であることがわかる。これは戦功認定手続きにおいての見知証人の請文よりひとつ上の確認段階で、幕府侍所の最終審理過程で各戦闘指揮者への確認要求に答えた文書であるといえよう。A型拳状。次に2及び3の拳状も同じく、戦闘指揮者且つ守護の島津貞久が、指揮下武士の多々良浜合戦における軍忠に関して、既に報告した内容に相違ない旨を報告したもので、1と全く同じ内容である。このような拳状は、多々良浜合戦の戦功審理で、前述のように足利尊氏奉行人が連署奉書の問状を発している事実があるので、これに答えたものと思われる。他のA型拳状が全て起請文言を記すのに対し、以上三通がこれを欠

く理由は判然としないが、これらの拳状は、足利尊氏九州落去時という非常時の起死回生をかけた合戦直後という特殊事情と、また多数を一時期に集中的に注進する必要があつたことなどがその背景となつていてと見られる。宛所は当時九州在陣中の侍所頭人高師泰であり、拳状で侍所へ拳達された明証があるのはこの三通のみである。³²⁾

4 拳申者の信義なる人物は、他の傍証で確認し得ないが、本文書付箋に「駿河守護代信義注進状」とあるのでこれに従えば、この時期伊豆・駿河両国守護を兼帶する石塔義房の代官として、地方戦域における戦闘指揮を執った守護代信義が、指揮下国人の戦功上申の事実を正員石橋義房に中継したものである。「日安并一見状」を副進して報告しているので、既に守護代自身が逐次型軍忠状に証判を与えていたことが知られるが、一括型軍忠状への証判をあたえることは守護代には出来ない事実を裏書きしている。A型。

5 一般例にみる上申文書としての拳状とは逆に下達しておおり、幕府執事で拳状を受理する立場の高師直から足利一門国大将畠山直顕³³⁾に対し、島津時久が当參奉公の人物、即ち幕府直属軍の構成員であるから本領について格別の配慮をするよう要請した拳状である。他の通例か

らみて島津時久の本領（日向国新納院）が、直顯の管国に所在するための処置と見られる。後掲史料12 B型

6 前掲史料11 B型

7 4 挙状と密接な関連を有すると推定されるが、建武四年当時駿河・伊豆両国守護の石塔義房が幕府に対しても伊豆国人田代一族の軍忠状を副進し、「早可被経御沙汰」、すなわち恩賞給付の手続きをとるよう依頼しているから、この文書は戦功認知の実否の諮問に解答したうな1・2・3などとは全くことなる性格を有するものである。8・9は建武二年以来東国に派遣されて、同四年四月には陸奥守に任せられた斯波家長によつて発出された挙状である。内容は指揮下国人相馬氏の訴訟及び所領安堵のため、北畠顯家上洛阻止の合戦においての戦功を幕府執事高師直に証明したものである。いずれもB型である。

10 前掲史料1 A型。従つて単に軍忠の事実を証明するA型の場合でも、1などのように披露状型式にとどまるものと、本文書のように起請文型式をとるものとが存在する。

11 日向国で大将として活動した畠山直顯が指揮下国人の戦功について、本人提出の一括申請型軍忠状を添付し、

12 下野国に國大將として發遣されていた足利一門の桃井貞⁽³⁵⁾が、指揮下にあつた国人茂木氏の軍忠を起請文言をもつて証明した上で、「速恩賞御沙汰候者、可被目出候」と恩賞沙汰の催促を行うものである。B型

13 播磨守護赤松円心が、指揮下国人島津忠兼の本領安堵のため幕府の善処を要求した挙状。主点は幕府の過誤による本人所領の還付であるのでB型。

14 但馬守護で足利一門守護の桃井盛義が、国内小佐郷地頭伊達義綱の軍忠を証した上で、幕府の過誤による没収所領の還付の要請を行つた挙状である。B型。

15 出雲国守護塩谷高貞が国内鰐淵寺衆徒の軍忠や要害警護などの軍務について報告して「可下賜恩賞之由、令申候」と衆徒の要求を取り次ぐ内容となつてゐるが、恩賞

16 13と同様く国人島津忠兼の本領が誤つて闕所とされた問題について、播磨守護赤松円心が格段の軍忠がある人物なので還付してほしい旨を幕府に申請した挙状である。軍忠については特に具体的な事実を例証しておらず所

その内容について起請の言葉を添えた請文型式で証明するものであるからA型である。

領還付に力点がある挙状なのでB型である。

17 桃井盛義から但馬守護を継承した足利一門守護吉良貞家が、⁽³⁶⁾ 14挙状の内容と同じく伊達義綱父子の訴訟を挙申したものである。B型。

18 11文書と同じく畠山直顯が、土持新兵衛尉宣榮の軍忠について起請文言をもつて証明するものである。内容も11とかわらず17との関係からも、幕府の恩賞沙汰の遅延から再申請したものと思われる。B型。

19 11・18両挙状の進達にもかかわらず恩賞沙汰のないことから土持新兵衛尉宣榮の軍忠推挙のみではなく「早被充行恩賞」と催促している。従つてB型とする。

20 本文書は端裏書に「氏家道誠注進状案」とあつて、内容は相馬松鶴丸の祖父と養父が足利方として鎌倉及び奥州東海道においてそれぞれ戦死した軍忠について起請文言をもつて証明するものである。氏家道誠は、文中に「正員兼頼年少之間、代官氏家十郎入道々誠所令加判形也」と明記しており、元来はこのような挙状申達の前提になる一括申請型軍忠状への証判と指揮下国人の戦功注進権は、大将ないし守護正員の専権事項であった事は疑う余地がない。なお正員兼頼は、斯波高経の弟家兼の子で、建武二年末から足利義詮執事として陸奥ついで鎌倉

にはいつた従兄弟斯波家長によつて、陸奥に発遣され式部大輔の官途を有するものの自ら花押を据えられないほどの幼少であつたことがわかるが、代官氏家道誠の補佐のもとに宮方制圧の任にあたつていた。⁽³⁷⁾ A型。

21 当時但馬から因幡守護に転じた吉良貞家が、国内東福寺領古海郷地頭職に關して代官田代某の請文を幕府に中継上申したものである。おそらく所務相論で幕府引付頭人奉書による問状に対する報告である。軍忠にも当該関係者にも言及はなく挙状というよりは請文に分類すべき文書である。

22 畠山直顯が大友一族出羽宗雄の格段の軍忠を理由に、彼の本領について幕府の沙汰を要請する高師直宛て挙状で、端裏書にも「畠山修理亮七郎挙状」とある。しかし本文書は23挙状の添状としての性格を有していることから、他の幕府充て挙状のような正規の様式を具有せず、書止めを「恐々謹言」とする書状型式をとつてゐる。B型。

23 22の書状型式の添状と同日日付を持つ挙状で、内容は全く同じである。こちらは起請文言をもつ「御奉行所」宛の披露状型式の挙状である。B型。

24 吉良・畠山両奥州管領に先だつて派遣されていた足

利一門の奥州総大将石塔義房⁽³⁸⁾の活動微証で、被推挙者は文面からは知ることができないが、佐竹文書乾に伝存した事情から佐竹一族の軍忠推挙であつた可能性が高い。

軍忠状を副進すると同時に申請者の代官を上洛させる旨を報告しているので、具体的軍忠を推挙しているわけではなく、むしろ申請者の代官を上洛させるという状況から、戦功審理は最終的段階で恩賞給付の下文を受理するためと推知される。このような点から判断してB型である。

25 少貳頼尚が、管国の人深堀政綱の軍忠を証した上で、恩賞沙汰を要請する挙状でB型である。宛所の

仁科左近大夫将監は他の徵証を見いだせず立場を明らかにし得ないが、少貳頼尚からの同種の上申経路から鑑みて鎮西管領一色道猷の奉行人か、幕府恩賞方頭人の一人と推定されるが、本来は道猷本人ないし奉行所宛が通常経路であるためか書状型式をとつてている。

26・27 13・16と同案件の播磨国人島津忠兼の本領訴訟について、幕府の早急な沙汰が与えられるよう、守護赤松円心と、直接の軍勢指揮者で足利一門の國大将の石塔頼房の兩人から軍忠を証明し、同日付をもつて上申された挙状二通である。いずれもB型である。

28 高師泰が、指揮下武士の従前からの軍忠が既に幕府執事高師直に報告すみであるにもかかわらず、なお恩賞沙汰がないことを再申告してきた点につき現在も戦闘継続中である現況から、恩賞について早急な沙汰を要求している挙状である。⁽³⁹⁾ 従つて類型としてはB型である。

29 中中国地域で管国を越えて上級大将として広域的軍事指揮権を行使した上野頼兼⁽⁴⁰⁾が、長門国人由利基久の軍忠を起請文言で証し、恩賞請求の為上洛を申請する由利に対して、合戦継続中を理由に慰留している事情を述べて、「急速可有恩賞御沙汰」と恩賞請求を申請する挙状である。従つてB型。

30 22・23文書と同じく、畠山直顕が大友出羽宗雄の本領安堵について、本人の軍忠を推挙した上で、なお幕府沙汰が延引している事情をのべ善処を要請するものである。B型

31 鷺頭弘員は周防守護正員大内長弘の子であるが、当時守護代は土屋四郎左衛門尉定盛⁽⁴¹⁾であるからその立場を明らかにし得ない。他の通例から正員一族が軍事指揮官として活動する例が多いので、被推挙者の平子重嗣の所属する軍勢の直接指揮者であつたかと推測される。内容は軍忠の具体的経過を述べ、起請文言をもつて証明して

いる。宛所は「御奉行所」とのみあるが、被推挙者の一

括申請型軍忠状への証判を施し、またこの挙状にもその指揮下であつた旨が記されているので、石見守護であり、中国地方西部の周防・長門両国守護と軍勢を統督する足利一門の上級大将上野頼兼へ宛たものである。長文ではあるが、注進内容が軍忠に限定されているので、A型。

32 関東執事高師冬が山内首藤時通の備後所領の訴訟について、常陸発向従軍者である旨を述べ「被懸御意候者、喜入候」と推挙している。名充人の松田十郎右衛門入道は、推考しうる史料は管見に入らないが、その姓から幕府奉行人の一人と思われる。書状型式である。B型。

33 32挙状と同じ案件について、高師冬が係争地備後国を所轄する守護正員細川頼春に宛て推挙している。他の守護に直接あてられた経路を持つB型挙状で確実なもののは本状のみである。このことは関東執事という地位と無関係ではなかろう。B型。

34 足利一門仁木義長は当時遠江守護正員で、九州派遣期以来従軍している肥後国人詫摩七郎の本領安堵について「無相違様被經御沙汰者悦入候」とするものである。B型。名充人「参河前司」は高師冬ではなく、高師直が三河権守から武藏権守へ転じていることから同人である

と考えられる。

35 足利一門大将畠山直顕が、指揮下国人禰寛清種の建武三年以来暦應二年までの主要な軍忠を箇条書きに列挙し、起請文言をもつて注進したものである。A型。

36 康永元年当時、伊予国宮方制圧のため幕命を奉じて発遣されていた足利一門の細川頼春が、従軍していた指揮下の安芸国国人小早川氏の訴訟の支証文書に裏封をして挙申するものである。この時の細川頼春は、国大将として挙達したものと見られる。⁽⁴²⁾

37 大隅守護正員島津貞久が、国人禰寛清成等一族の建武三年以来康永元年までの軍忠を度々注進してきたが未だ恩賞沙汰がない旨を述べ、一括申請型軍忠状を添付した上で起請文言をもつて挙申する挙状である。B型

38 一色道猷が肥前国人松浦定の同年七月日付申状によつて本領安堵を申請に応じて挙申したものである。B型。

39 若林秀信が、土持新兵衛尉宣榮の軍忠について起請文言をもつて推挙するものであるが、この土持新兵衛尉宣榮の軍忠推挙は、11・18・19に見られるように從来畠山直顯の所管事項であったので、この当時は何等かの事情で、若林秀信が代行推挙したものであろう。同人は、

足利尊氏が建武政権下で、恩賞地として賜った島津庄日向方に設置した島津庄惣政所の代官であるから、この時期には同庄確保を主任務の一つとする足利一門大将直顯の部将として活動していたと推考される。A型。

- 40 九州足利方の侍所佐竹重義が、肥後国人小代重氏の所領に関して相違ないよう幕府の沙汰を要請した挙状である。⁽⁴⁴⁾ 佐竹重義は書状型式ながら感状も発給した例が認められ、この挙状も彼自身が守護ないし大将ではないが、幕府に対して挙状を進達する地位権限を備えていた証左となろう。守護・大将級以下の諸将でA型軍忠挙状以外の挙申を行う唯一の例である。B型。
- 41 奥州両管領畠山国氏・吉良貞家の連署による挙状で、被推挙者の建武二年以来の一括申請型軍忠状を副進し、恩賞沙汰を要請している。B型
- 42 同じく奥州両管領による相馬氏の恩賞挙状。B型。
- 43 遠江守護仁木義長が、国内内田庄下郷地頭を本貫地とする内田致景の軍忠を起請文言で証し、所領安堵を要請する挙状である。ただし内田致景は石見国にも所領を有していたので下向し、中国地方において上野頼兼指揮下で活動しているので、戦功の詳細は上野頼兼よりの申送り事項であろう。B型。

- 44 軍忠申請ずみであるのに恩賞沙汰が遅延している内田致景について、当時石見国守護で中国地方西部で上級大将として外様出身守護を統督していた上野頼兼が推挙したもの。被推挙者の内田氏は、遠江に本貫地が所在するが石見国にも散在所領があつて、当時は頼兼指揮下にあつて石見の南軍制圧にあたっていた。従つて同時に本貫地安堵は所管の守護正員仁木義長に、当面の恩賞請求は上野頼兼に申請したものと見られる。B型。

- 45 伊勢結城文書に残る前欠文書で、最後部の年号、差出者と宛所しか残存していないが、推定により両管領の挙状と判断した。従つて型は他の通例からみてB型と思われるが断定できない。

- 46 奥州両管領の安堵挙状である。軍忠には全く言及せず被推挙者の申状を副進する。B型

- 47 伊賀盛光の本領陸奥好嶋庄年貢未進について当人の代弁を行い、年貢半納を要請する。本文書は写しで日下の差出者部分には棒線が引いてあるのみなので、吉良貞家単独か、連署かは判然としないが、この時期他の四通が両管領連署なので連署とした。⁽⁴⁵⁾ 同B型。

- 48 上野頼兼が、国人田村盛泰の建武三年以来の長期にわたる軍忠を箇条書きにして推挙して恩賞沙汰を申請す

るもので、もとになつた一括申請型軍忠状は残存しないが本挙状の大部はその転記であることが確実である。⁽⁴⁶⁾

B型。

については、確定できない。

以上が觀應擾乱以前の南北朝初期に挙申された挙状の具体的内容であるが、次に感状文言から軍忠推挙が行われたと確認できる例についても付け加えておきたい。

(1)は畿内で発給された非足利一門大将の感状では唯一のものであり、足利尊氏九州落去に際してその殿軍を務めて畿内に残留した武田信武が指揮下の波多野彦八景氏⁽⁴⁷⁾に与えて注進を約束する文言がある。

(2)(3)は足利直義発給の知覧院式部三郎と井手孫次郎充ての感状の文言から、越前敦賀の金ヶ崎城攻略の合戦について、薩摩大隅両国軍勢指揮者の島津頼久が幕府に戦功注進を行つた結果、当該感状が給付された事が知られる。⁽⁴⁸⁾従つて島津頼久の挙状そのものが残存しているわけではないが、感状文言からして島津頼久軍忠挙状のの申達を知ることができるので表出した。しかし厳密にいえば幕府への戦功注進権は、守護正員ないし大将の所管事項なので、正員一族たる軍勢指揮者頼久の初度の戦功注進によって直ちに足利直義感状が発給されたかどうか

(4)九州侍所の佐竹重義が、肥後国人小代氏に発給した書状型式の感状で、「急速可令注進博多候」と述べており、「博多」すなわち一色道猷に軍忠推挙したと判断される。

(5)(6)は吉川経久と吉川経時の丹後国の宮方制圧戦の戦功に対する各々足利直義が発出した感状文言から足利一門末流の出自を持つ軍奉行小俣来全からの注進であることが知られる。この感状には恩賞を約束する文言があるが、現存しない来全の挙状が恩賞推挙までの文言を含んでいたかどうかについては確定し得ない。

(7)足利直義感状で、畠山直顕の軍忠注進に従つて、日向国人小串氏の軍忠を褒賞しているが、次号(8)文書同様に恩賞には言及しない。

(8)直義感状によつて直顕が土持宣榮の軍忠を推挙してきたことが知られる。直顕は現存する挙状でも11・18・19の少なくとも三度に渡つて土持宣榮の挙状を幕府に進達しており、この直義感状もその挙達の効果とみられる。(9)紀伊国人海四郎三郎に対して発給された足利直義の感状に、足利一門大将細川皇海からの注進による旨が明記されており、この感状発給以前に皇海から軍忠挙状が

申達された事が知られる。皇海は建武四年以来同国に派遣されて南軍追討にあたり暦應元年には海部郡や在田郡の分郡守護になつていたことが指摘されているので、守護ないし軍勢大将の資格で挙状を挙達したものと覺しい。(10)播磨の赤松則祐が幕府に対してその戦功を注進すると述べる感状文言から軍忠挙達がなされたと判断される。

(11)上野頼兼が国人侯賀氏に与えた感状で、その忠節を注進すると述べているが、頼兼は中国西部地域の大内・厚東などの外様守護を統括する上級大将としての活動が認められるので、注進先は幕府に他ならない。

(12)～(16)は同日付で足利直義が足利方の九州国人に発給した感状に、畠山直顯による軍忠挙達がおこなわれたことが判明する。

(17)は足利直義が、九州国人中村彌五郎に発給した感状中に、一色道猷が軍忠推舉したことが記載されている。

(18)薩摩守護島津貞久が、国人二階堂行仲の軍忠を幕府に注進してきた旨を記す足利直義感状。

(19)(20)は一色道猷が相良氏、税所氏に宛てて同日に発給した感状で、度々の軍忠について京都に注進すべき旨を通知している。(20)は案文である。

(21)(22)少貳頼尚が同日付で相良一族に宛て発給した感

状で、軍忠の注進を約束する文言があることから挙状がなされたことが推測できるものである。同十一日に、この感状で感褒の対象となつた頼尚代官経尚証判の相良長坊軍忠状が相良家文書に残されているので、日付からみて守護級部将の発給する即時型の感状である。注進先は記されておらず他の通例からは一色道猷と京都の双方が想定されるので判断できない。

(23)書状型式で、国人莫禰氏に対してその軍忠を褒賞して注進する旨を告げている。注進先は不明であるが幕府と見られる。

(24)少貳頼尚が税所宗圓に対して先月二十六日の合戦の軍忠を京都へ注進すると告げるもの。案文。相良家文書にはこの同内容の感状が二通存在し、少貳頼尚のは付年号型式を持つが、一色道猷のそれは書下年号を持つものである。

(25)(26)同日付で相良家文書に残された感状二通で、いずれも一色道猷が(24)で褒賞する同じ軍忠について下した感状で、少貳発給感状より十日遅い日付で発給されていることから、少貳頼尚は一族の軍勢指揮者経尚からの報告を受け、(24)感状で告げるよう京都へ注進すると同時に、一色道猷にも注進した結果がこの感状の発給と

なつた事情が判明する。(26)は案文。

(27)薩摩守護島津貞久が国人市来氏に、その軍忠を賞して注進すると述べる感状で、注進先は断定できないが、足利直義感状には貞久からの注進による旨を記すものが散見するので幕府と推定される。

IV 以上觀應擾乱以前の挙状を列挙して通覽してみると、いくつかの特徴が看取される。

推挙者については、守護代以下六通(4・10・20・31・39・40)、守護十八通(1・2・3・6・7・13・17・21・25・26・34・37・43・44・48)、国大将十一通(11・12・18・19・22・23・27・29・30・35・36)、奥州大將・関東執事・鎮西管領十一通(8・9・24・32・33・38・41・42・45・47)、幕府執事一通(28)となり、感状二十七通からの推定値を加算するとそれぞれ、十一通(2・3・4・5・6)、二十七通(9・11・18・21・24・27)、一九通(1・7・8・12・16)、十六通(17・19・20・25・26)となつて、守護・大將級挙状が全体に多数を占めていた事が明らかである。まず守護代以下の推挙者についてであるが、少し詳しく見ると守護代と明証があるのは一通(4)に過ぎず、他は奥州大将代官(20)、

守護正員の一族たる軍勢指揮者(10・31)、鎮西管領侍所職員(40)、島津庄惣所代官(39)などである。彼等の挙状は(40)を除いてA I型の軍忠挙状であることから、その挙達行為は当時の地位とはあまり関係なく、単に直接の戦闘指揮を執った際の指揮下国人の軍忠に関して保証したものと見られる。守護代以下の挙状の宛所については、例外的なB型を挙申した佐竹重義が曾我遠江権守に宛たもの以外は「御奉行所」となつている。しかし鷲頭弘員軍忠挙状で推挙する平子重嗣の一括証判型式軍忠状の証判者が上野頼兼となつてゐる事実等から、通例では、その申請者国人が活動中の地域を所管する守護ないし大將など軍事指揮官に宛ていたものと判断して誤りあるまい。守護代以下の軍事指揮者が、正員を越えて幕府に推挙するはずがないことは、氏家道誠が正員の代行として一括申請型軍忠状に加判した事情を弁明することからも明らかで、元來は挙状の根拠となるそれに証判し得るのは正員のみであつたことを示している。この事実から挙状を幕府(この場合は関東執事)に推挙することも正員の所管事項であつたことも判明する。従つて守護代以下の挙状は、地位を特定できない名充人曾我某宛て佐竹のものを除くと正員宛であつて、内容は全てA型の軍忠挙

状に限られるのである。

次に最も多数を占める守護が挙達した挙状の内容は、A型の軍忠挙状三通(1・2・3)の他に、以下B型の恩賞挙状五通(7・15・25・44・48)、安堵挙状三通(34・37・43)、訴訟挙状七通(6・13・14・16・17・21・26)となつてゐる。宛所は高師直の官途名を記すか、「御奉行所」宛である。

史料上では高師直の官途である「武藏権守」宛となつてゐるが、それ以外のものがないので「御奉行所」宛となつてゐるものも、高師直が主管する役所である蓋然性は極めて高い。また挙達した守護をその出身別に分類すると、外様出身守護九通(1・2・3・13・15・16・25・26・37)、それ以外は足利一門出身守護となつてほぼ伯仲する。また外様守護のうち、九州守護が五通(1・2・3・25・37)を数えており高い比率を示している。それ以外は赤松氏(13・16・26)と塩谷氏(15)のものである。

国大将の挙状の内訳は、A型の軍忠挙状三通(11・18・35)、以下B型の恩賞挙状三通(12・19・29)、安堵

挙状三通(22・23・30)、訴訟挙状二通(27・36)となつていて、守護とほぼ同様の傾向が認められるが訴訟挙状は

僅少である。宛所は高師直と「御奉行所」のいずれかである。掲出し得た挙状の国大将、大将はいうまでもなくすべて足利一門出身である。

関東執事・鎮西管領・奥州大将などの挙状は、不明のもの一通(45)を除外して、A型の軍忠挙状は見られず全てB型で、安堵挙状五通(9・32・33・38・46)と恩賞挙状三通(24・41・42)、訴訟挙状二通(8・47)となつてゐる。ただし感状文言から判断すると、鎮西管領一色道猷の国人宛感状に、京都すなわち幕府侍所に對してその戰功を注進する旨を記しているから、軍忠挙状も当然挙申していたことは明らかであつて、今日A型の軍忠挙状そのものが管見に入らないのは史料残存の偶然性という理由に帰すべきものと思われる。またこれらの守護の上位にある広域的統括機関の長はやはりすべて足利一門なし根本被官の出自を持つ。

最後に幕府執事高師直が、畠山直顯に對して申達した挙状については書状型式をとつており、正規の挙状の挙達経路ではない。以下に掲出する。

史料12 (薩藩旧記十八所収新納文書) (表1・5)

嶋津四郎時久申候日向国新色院事、任先例無煩之様可被

懸御意候、且此仁軍忠候、隨而當參奉公事候之間、如此
令申候、恐々謹言、

十二月廿一日

武藏權守師直在判

謹上　畠山修理亮七郎殿

内容は、被推挙者の島津時久が当参奉公、すなわち幕府直属軍を構成する国人で軍忠があるので、当人の日向国所領について格別の配慮をしてほしいとの趣旨である。前述のように、直顯には管國における半濟実施権及び闕所処分権が幕府から認知されており、これを根拠として所領宛行権を行使しているにもかかわらず、幕府へ挙状を中継して幕府の施行状以下の奉書を得てその権威によつて現地での国人の知行要求に応えていた事情については既にのべた通りである。にもかかわらず、逆に幕府執事から直顯に国人所領について依頼するというのは、当該国人申請の所領が直顯所管の日向国に所在するのみならず、直顯の現地での現実的執行力を期待したことにして指定した下地の打渡行為が、現地守護・大将の軍事力の裏付けによつてのみ実行されることを承知していた

ことを明示している。この挙状は、相田氏の定義する上申文書として下位から上位に取り次ぐ挙状一般の正規の経路と逆行するだけでなく、他の各國守護・大将から挙達されてくる軍忠以下の各種の挙状とも異なり、その書式も書状型式を採用していることでも、その例外性は明らかである。⁽⁵¹⁾

このように挙状という文書の機能のみを重視すると、執事挙状のように守護・大将の挙状と同様な機能を果たしながらも、通常の上申経路ではなく下達するものもあり、さらに足利尊氏の御内書の型式の挙状まで存在することから、相田氏のいうように挙状を上申文書とのみ定義するのには問題が残る。

さてA型の軍忠挙状でも守護代以下からの挙状は、通常現地での戦功認定手続きの段階にとどまる。そこで守護正員・大將級以上のA型軍忠挙状とB型の恩賞、安堵、訴訟の各挙状の推挙者と被推挙者を概観してみよう。被推挙者は、奥州から南九州薩摩までの全国に分布し、伊賀盛光や島津一族などの有力豪族から松浦氏・相馬氏の庶子家などの中小国人層に及んでおり、各種挙状の推挙する対象は足利方の守護・大将に属する全ての国人であつたことが判明する。一方幕府に挙状を挙達する守

護・大将の出自を概観すると、島津貞久・赤松円心・塙谷高貞・少貳頼尚・佐竹重義の外様出身五名。足利一門ないし根本被官の出自を有する細川義春・石塔義房・頼房・斯波家長・畠山直顯・桃井貞直・吉良貞家・桃井盛義・上野頼兼・高師冬・仁木義長の諸将は十一名を数えて足利一門偏重という特徴を指摘できる。しかも例外の内、少貳・佐竹のものは書状型式であり正規の様式を具備する訴訟ないし安堵挙状は島津・塙谷・赤松のものを数えるにすぎない。この傾向は南北朝期の守護の感状発給のそれと全く一致する。すなわち感状の表記文言からいくつかの型に分類すると、軍忠を賞するのみのものは外様出身守護にも発給例が見られるが、恩賞に言及する感状の発給は、その全てが足利一門守護によるものであつた。また軍忠を褒賞する型の感状発給者の中で、数少ない外様出身守護は、少貳・大友・島津氏の九州三守護家と佐竹・武田・土岐・赤松・塙谷各氏などの広義の源氏に出自を有する者であつた。挙状の挙達者もまたこの感状の発給者と一致している事実は、前述のように挙状が、感状の発給の前段階の手続文書として制度的に不可欠な文書であつたなによりの証明であるといえよう。

一通のみ検出された上逮下の下達文書の経路を持つ執

事高師直の挙状を除外して、上申文書としての挙状の挙達経路を整理してみると以下のように推定される。

a 合戦指揮官（守護代・軍奉行）→守護・大将・関東

執事・鎮西管領・奥州管領

b 守護→関東執事・鎮西管領・奥州管領

侍所

d 守護・大将・関東執事・鎮西管領・奥羽管領→幕府

恩賞方・安堵方・引付方（後に内談方）

e 守護・大将・関東執事→守護・大将

現在残存する挙状の宛所で最も多く見られるのは、「御奉行所」宛であり検出四十七通の内二十六通を占め、次いで高師直宛が十二通で、他七通は関東執事、守護、幕府奉行人などに宛られている。宛所は「御奉行所」と記されるものが多く、類推し得る例もあるが、具体的にはどこに宛られたのかを知ることは困難なものも多い。⁽⁵²⁾ 地方で守護代以下が挙申するA型に記される「御奉行所」は守護ないし守護侍所であるが、守護級以上の軍忠挙状は、一括申請型の軍忠状そのものが幕府侍所へ注進されていることから、幕府侍所へ挙達されたと考えて誤りないと考えられる。A型挙状は、軍忠の事実の挙達を

目的とする軍忠挙状なので、a・b・cに限定される。

この時同じ国人の同内容の軍忠について、a・b各々の段階を経てcへと推挙された例も存在したと考えられるが、現在史料上でこれら三段階の挙状がすべて残存する例は管見に入らない。残存史料からもa・bの経路で上申されるのはA型の軍忠挙状に限定されている。しかしC・dの場合は挙達内容によつて申達先がことなつたと考えられ、さらにd経路はB型の恩賞、安堵そして訴訟挙状の上申であるから、それぞれ所管機関の相違が推定される。つまり問題はB型の異なる目的を持つ各挙状がどこへ挙達されたかである。高師直を宛所とする安堵・訴訟挙状は、すべてがB型に属し、A型の軍忠挙状の存在していない事実は、A型軍忠挙状が侍所へと挙達されていて、高師直の所管とは別であつたことを示している。高師直が受理したことが宛所によつて明らかなる挙状は、訴訟と安堵の挙状に限られており、恩賞を目的とする挙状は「御奉行所」宛のみである。しかし高師直は幕府執事としての職権だけでなく、恩賞方頭人や引付頭人さらに内談方頭人などを兼帶しており、恩賞、訴訟などの挙状も受理してその審査に関与したに相違ない。

従つて挙状の挙達経路で、dの各経路に関しては實際

は、高師直宛ということになる。またA型の軍忠挙状の最終的な目的は、直接には軍忠の認定であるが、最終的には所領安堵、新恩給与、そして各種所務相論の解決といった具体的利益の確保にあるのだから、侍所に挙達されて軍忠内容が記録された後に、基本資料として恩賞方や他の所管機関への審議にまわされたことと考えられる。このように考えるとcの挙状経路は建て前として存在しても、侍所を経由して結局d同様師直所管の機関へ移管されたものと推知される。

南北朝初期の幕府官制には安堵方が存在し、侍所、恩賞方とならんでいざれも建武三年には設置されたとされている。一方当該期における所領の安堵は、足利直義の安堵の下文なし下知状の発給によつてなされ、恩賞については新恩給与の宛行状を下文で將軍尊氏が発給している。このことから恩賞方・侍所は尊氏直轄機関であり、安堵方は直義が所管していたとされている。⁽⁵³⁾挙状の挙達がどこへなされたかという問題についても、恩賞挙状、軍忠挙状に関しては恩賞方、侍所が尊氏所管の機関であることから、その執事の職権として高師直が受理したと考えられてきた。すると安堵方を所管して安堵の下文ないし下知状を発給したことが知られる直義は、安堵挙状

を受理していたということになるが、安堵挙状の宛所もまた師直宛のものが多く、直義宛挙状は確認できない。しかし、直義発給感状には、単に軍忠を褒賞するだけの感状にとどまらず、恩賞を約束する文言を含む感状にも、各國守護・大将からの推挙注進による旨が明記されるものが存在することから、軍忠挙状のみならず恩賞挙状もまた足利直義のもとへ送付されていたことは疑う余地がない。従つて以上の事実から、挙状はその目途に關係なく、原則として將軍の專權事項としてその執事師直が一括して受理し、かかる後にその挙状の内容によつて所管する機関へと配布されていたものと結論できる。

V 以上のように、南北朝期においての挙状は大きく軍忠挙状とそれ以外の安堵・恩賞・訴訟の各挙状が存在したが、これらの各種挙状の挙達状況は軍勢催促状や守護発給感状と同様に、足利一門出身守護・大将に集中していた事実が明らかにできた。この事実は、軍勢催促状、感状の発給などの一連の軍事関係文書の検討結果から導き出されてきた、足利一門守護の軍事指揮権の上級優越性という特質を結論づける上で、さらにこれを強化するものである。当該期の守護・大将は、管国の統治能力を

国人の軍事力に依存せざるを得ない以上、彼等の最大の欲求である所領問題が守護にとつても最も重要な課題であつたことはいうまでもない。国人の所領拡大要求に応える所領安堵と恩賞給付の手続きは、国人の申告する軍忠の認定作業からはじまり、次いで挙状の申達、幕府からの確認と再度の挙状の挙達を経てようやく將軍下文が国人に与えられる。この後幕府御教書による施行状、守護遵行状そして守護代なし使節による打渡しが実施されてようやく現実に合戦の軍忠が恩賞地の知行支配として結実にいたる経過は前述の通りである。従つて挙状は、合戦参加から恩賞地獲得までの間の手続過程で作成される一連の文書の中で不可欠な文書であると位置付けられる。まさにこの点で、守護・大将が国人層を掌握して統制下に置くために、挙状を幕府に挙達する制度が有効に作用していたことは明らかである。足利尊氏感状発給までの時間的経過に対応するために比較的迅速に発給された守護感状についても、指揮下国人の戦功認定は本人提出の軍忠状への証判のみでなく、同所合戦の見知証人への文書による確認ないし身柄召喚による尋問などが実施されており、この審理結果によつて、幕府には挙状、国人に対する感状を発給していたものとみられる。最初

の段階で実施される戦功認知で守護・大将に戦功を認めてもらえなければ幕府への取り次ぎも絶望であるから、国人は今後の合戦での軍忠に期待するしかなくなる。つまり最初の段階での戦功認定者である守護・大将からの挙状を挙達してもらえるか否かは、一度の軍忠だけでなく従来からの軍忠の積み重ねや、日頃からの守護との関係にいたるまでの全般的な問題が影響していたに相違ない。守護が国人層掌握に腐心したのと同様に、国人もまた守護の要請に応えざるをえない恒常的状況は、戦功認定と幕府への挙状によって体制化していくのである。

このように挙状は、国人層の所領安堵、恩賞請求に代表される所領拡大要求の実現の上で、大きな役割を果たしだけでなく、守護にとつてもその挙達行為という制度を通じて国人層を掌握統制する効果をもたらした。その挙達を行い得る推挙権を有する守護・大将が足利一門に集中していた事実が明らかにし得た点もまた重要であるといえよう。従来この点でも当該期の挙状の評価について指摘されておらず、今後南北朝動乱期の守護制度を考察する上で、重要な問題としてさらに検討すべきであることを強調しておきたい。事実、当該期の国人層は、軍忠ないし恩賞挙状を受理する幕府執事高師直よりも、挙

状そのものを挙達してくれる守護に従属する傾向のあつたことが観應擾乱の高師直敗北の理由として指摘されている。⁽⁵⁴⁾ このように守護・大将の軍忠挙状なしには、国人の合戦での軍忠が幕府レベルに認知されることはできぬし、恩賞挙状なくしては恩賞沙汰もないのである。そして恩賞に直接的に関係すると考えられている感状と挙状とが密接な関連を有する事実は、守護から幕府への軍忠挙状と足利尊氏・直義感状が対応するのみならず、現地での守護発給感状が守護への下級指揮官からの挙状と対応している事実から、各々の段階での挙状の性格と機能によつて明らかである。また南北朝初期における感状の発給が尊氏・直義兄弟以外では足利一門出身の守護・大将にはぼ限られており、軍勢催促状や感状の発給権が認められていない外様守護には挙状の挙達も殆ど確認できない。以上のようないくつかの検討から、挙状挙達の制度を利用して、足利一門守護・大将の国人掌握の能力強化、すなわち軍事力強化を図つた幕府政策の一環と見ることができる。

本稿では南北朝初期における挙状をとりあげて初期幕府軍事体制との関係を中心に検討したが、今後その成立と觀應擾乱以後の状況を課題としたい。

註

- (1) 拙稿1 「南北朝初期における守護権限の一考察」『古文書研究』二十七、一九八七年 2同 「南北朝初期における幕府軍事制度の基礎的考察」小川信先生古稀記念論集『日本中世政治史社会の研究』一九九一年所収、3同 「南北朝初期における守護発給感状に関する一考察」『古文書研究』三十八、一九九四年
- (2) 拳状にはその主要な目的によつて、軍忠・恩賞・安堵・訴訟の各拳状があるが、いずれにせよ被推挙者の軍忠を前提としており、中継上申者である推挙者との指揮関係は確認し得る。
- (3) 相田一郎氏著『日本の古文書』一九四九年 第五部上 中文書、第十一類、七九一~四頁
- (4) 「飯野八幡文書」
- (5) 「阿蘇家文書」
- (6) 「前田家所蔵天野文書」十五号
- (7) 「大坪文書」
- (8) 拙稿前註(1)論文1
- (9) 「大隅有馬文書」建武三年三月十七日 幕府侍所奉行人連署奉書(『南北朝遺文』九州編、第一巻、四八四号) (以後「遺文九」と略、巻数も略して文書番号のみ記載) 「薩摩」階堂文書 建武三年三月十七日 幕府侍所奉行人連署奉書(『遺文九』、四八五)等
- (10) 「豊後広瀬文書」建武三年三月廿日 少貳頼尚書下(『遺文九』、四九三)
- (11) 佐藤進一氏「室町幕府開創期の官制体系」石母田正・

佐藤進一編『中世の法と国家』所収、一九六〇年

- (12) 拙稿「軍忠状に関する若干の考察」『古文書研究』二十一、一九八三年

(13) 佐竹義篤の当時の活動徴証としては、常陸国守護正員である父貞義の代官として軍勢の指揮を執つており、指揮下国人の着到状・軍忠状への証判(『飯野文書』建武三年七月日付伊賀盛光着到状、同文書同年十二月日付伊賀盛光軍忠状など)や本拳状がある。建武三年以降父貞義には戦闘指揮の徴証がなく守護正員と認められるもの(佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』上、常陸国の項参考照)、常陸国人の軍事指揮権全般は守護代の地位にあつた佐竹義篤が代行していたと判断される。松本一夫氏は鎌倉府初期軍事体制の分析のため、佐竹氏の軍事指揮権に関する検討を加え(『南北朝初期鎌倉府軍事体制に関する一考察』『古文書研究』四十一四十二合併号、一九九五年)、①守護権限が常陸全体に及ぼせなかつたと同様軍事指揮権も一国規模での動員はなし得ていない、②佐竹氏の場合でも二重証判制度が適応されていたと判断される、③配下国人の軍忠拳状は、斯波家長ではなく、幕府に直接挙達していた、という点などを明らかにされた。このうち③の指摘について私見を述べると、東国伝統豪族佐竹氏に類似する島津氏の場合でも、正員島津貞久代官頼久が限定戦場(金ヶ崎城攻略戦)で直接幕府に挙達していた場合が証明される例(建武四年五月二十七日付足利直義感状二通)がある一方で、少貳頼尚と一色道猷各々が相良氏の同じ戦功に感状(暦應三年七月十一日付一色

道歎感状、同八月十八日少貳頼尚感状) を発給している事実があるので、守護正員貞義でなく代官たる佐竹義篤が、直接幕府にのみ拳状を申達していたとは考えにくい。おそらく義篤も少貳頼尚の例と同じく、幕府へ拳状を申しすると同時に、斯波家長にも同様の拳状を挙達していると判断するほうが自然ではあるまいか。

(14) 拙稿前註(12)論文

(15) 史料3軍忠状の証判者島津頼久は、大規模な幕府軍が編成された越前金ヶ崎城攻略に際しては、正確には守護正員父島津貞久の代官として、幕命を奉じ薩摩国人を率いて部将として参加した。この戦闘における指揮下国人の一括申請型軍忠状への証判は頼久が行い、「薩藩旧記十九所収本田文書」建武四年四月日付本田久兼軍忠状、「遺文九」、第一巻、九二六) また本文書以外にも拳状を挙申していたことが足利直義発給感状(「薩摩島津家文書」建武四年五月廿七日足利直義感状二通、「遺文九」、第一巻、九五七、九五八) から明らかである。従つて当時幕府軍の畿内近国制圧戦において、薩摩国人の戦闘指揮を執り戦功認定及び戦功注進などの軍事指揮権は島津頼久の掌握下にあつたものに相違ない。ただしこの時に、島津頼久指揮下の国人は、島津頼久に一括申請型軍忠状証判を受けると同時に、全軍を統督する高師直、高師泰など足利氏被官出身大将にも同文一括申請型軍忠状を提出して証判を受けており、戦功認定における二重証判制度が確認される。拙稿前掲註(1)論文2参照。

(16) 当時の軍功認定手続が、戦功の現場での認知と上級機

関への注進という二大要素から成り立っていた事実を示す史料として建武三年三月日付小河季久軍忠状写に、「薩藩旧記十八所収小川文書」(「遺文九」五五三)に「……此等子細、同所合戦之輩、肥後國託磨豊前太郎、肥前國曾根崎左衛門三郎入道等令見知之間、被成御施行、被尋問實否之處、證人請文依無相違、被經御沙汰、被入御注進、……」と記載されていることから明らかである。

(17) 建武三年十月当時の武田信武の地位は、安芸国守護正員であり、この請文における戦闘地域と参加国人は備後国である。備後守護は朝山景連であるが軍事指揮権を制限されており、信武が隣国備後を含めて戦功認定にあたつていた。拙稿前掲註(1)論文1参照。

「山内首藤家文書」建武三年七月十八日山内觀西軍忠状案(「南北朝遺文」四国編第一巻、四一七、以後「遺文四」と略) 前註同文書 建武三年十月十一日太田佐賀寿丸代藤原光盛請文案(「遺文四」第一巻、五一七、ただし遺文では同十日の長谷部の請文とともに文書名を軍忠状と誤っている。)

(18) 例えば、貞永式目 第六条「一 国司領家成敗不及関東御口入事、右国衙庄園神社仏寺領、為本所進止、於沙汰出来者、今更不及御口入、若雖有申旨、敢不被叙用、次不帶本所拳状、致越訴事、諸国庄公并神社仏寺、以本所拳状可經訴訟之處、不帶其状者、既背道理歟、自今以後不及成敗、」とあって幕府法での訴訟手続上で、拳状は不可欠の存在となつてゐる。従つて文書としての拳状の淵源は、平安時代末期にも溯ることが予想されるが、御

家の軍忠等を守護から幕府へ挙達したものは、蒙古襲来まで管見に入らない。

(19) 「薩摩比志嶋文書」弘安五年二月日付比志嶋時範申状案

この申状は軍忠状の初見史料として佐藤進一氏の『古文書入門』に記載されており遺文にも軍忠状案と文書名が付されているが、南北朝期の恩賞沙汰遲延の際に作成される訴状としての申状と同じ機能と書式を持つものであつて、成立の契機にはなつていても軍忠状ではない。

(20) 前註同文書 弘安五年四月十五日 北条時定書下、島津長久請文

(21) 「山代松浦文書」弘安四年八月十日 北条時定書下、
「筑前右田家文書」弘安四年十一月一日 大友頼泰書下案等

(22) 「山代松浦文書」弘安六年三月十九日 北条時定書下

(23) 「薩摩入來院文書」建武三年八月十七日足利尊氏感状案は、国人渋谷氏に宛てた感状の校正案文であるが、裏書には島津貞久が「此正文書持參京都之處、有長途之畏怖、校正之案文封裏、可備後證之旨、渋谷新平次入道定圓依申之、所有其沙汰也」とあつて暦應四年二月廿二日の日付と島津貞久署名と花押がある。このように恩賞を約束する文言を有する將軍感状を所持していても、恩賞給付の下文は自身その感状を持参して幕府に要請するのが一般的通例だつたと見られる。

(24) 「佐竹文書乾」暦應二年九月七日石塔義房挙状に「當國合戰無隙候間、其身不及參洛、令進代官候」とあつて本来戦功上申者自身上洛すべき制規であったことが判明

する。

(25) 「肥後志賀文書」暦應元年十一月廿六日一色道猷書下

(『遺文九』一二九四)で、出羽氏に対する一色道猷自身の誘致が行われ、その中で「參御方致軍忠者、本領事、任被定置之法、可有其沙汰也」と告げており、敵方武士の誘降の条件として本領安堵が定法化していた事実を知ることができる。

(26) 佐藤進一氏前註(11)

(27) 川添昭二氏「鎮西管領考」(下) (『日本歴史』一〇六号)参照。

(28) 「薩摩岡元文書」建武四年七月十三日高師直施行状案
『遺文九』、九八八)

(29) 佐藤前掲書『室町幕府守護制度の研究』(下) 因幡国の項参照。

(30) 一覧表掲出文書の出典を以下に示す。番号は表中付番号。()内は宛所が「御奉行所」となつていても他史料から推知し得る場合人名を記入した。また畠山直顕は当初義顕と文書に署名しているが、直顕で統一した。刊本史料の掲載巻数ないし文書番号などは省略。

(31) 拙稿前註(1) 3論文参照。

(32) 佐藤前註(1)前掲書

(33) 建武三年初頭以来日向に発遣された畠山直顕の権限や地位については、康永四年日向国守護正員に補任されるまで守護ではなく国大将であつて、一般諸国守護と異なり国内の半濟実施権及び闕所処分権が付与されていた。康安元年四月十日島津道鑑代得責申状案「薩摩島津家文

書

小川信氏『足利一門守護発展史の研究』一九八〇年

第三編、第一章、第二節、二参照。

(34) 建武三年八月二十四日高師直書状写「薩藩旧記十八所
収新納文書」によれば、高師直は、書状をもつて畠山直
顕に対し、日向新納院地頭職を島津四郎時久が拝領し
たにもかかわらず、所務が全うできないので沙汰付の実
施を依頼している。また当該期の島津氏の時久は島津系
団によれば、新納氏祖の同人に比定される。

(35) 松本前註論文

(36) 前任者桃井盛義の但馬国守護在職徵証の最後が、建武
五年五月一日(伊達義綱宛軍勢催促状・「伊達家文書之
一、十八号」)であり、吉良貞家の初見在職徵証が本文書
である。

佐藤前註前掲書 但馬国の項参照。

(37) 小川前掲書第二編第一章第二節、註(2) 参照。

(38) 遠藤巖氏「奥州管領おぼえ書き」(『歴史』三八輯) 参
照。

(39) 本文書挙申の暦應二年当時には、高師泰は越後・尾張
両国守護を兼帶しており、(佐藤前掲書参照)また臨時に
編成される幕府直轄軍の大将として、少なくとも守護分
國以外にも美濃・遠江・三河諸国の国人を指揮下に軍事
指揮権全般を行使しているので、被推挙者八木某の出自
を明らかにし得ないので、当時師泰がいずれの立場から
挙状を挙達したかを確定することは難しい。しかし八木
某は、管国人ないし隸下軍勢のどちらかであることは

疑いない。また暦應二年頃からは再侍所頭人の職にあつ
たことが確認されるので、侍所頭人から恩賞方頭人の兄
高師直へ送付された挙状との想定も可能である。

(40) 拙稿前註(1)論文¹

(41) 本文書以外にも暦應二年四月二十七日付大内長弘施行
状(東福寺文書之二、四一二号)を森五郎左衛門尉・土
屋四郎左衛門尉に下達しており、両名が守護代であつた
事実が判明する。佐藤氏前掲書参照。

(42) 康永元年当時の細川頼春は、備後・阿波両国守護を兼
帶しているが、小早川氏の本国安芸守護は武田氏である
ので、幕命を奉じて伊予国に軍事行動を行つて安芸国人
の挙状を挙達する彼の立場は国大將が相応しい。

伊予国守護正員としての在職徵証の上限は、東寺領弓削
島領家方に対する濫妨停止を命ずる頼春宛幕府引付奉書
である。(『東寺百合文書』ヨ一一一二) 小川氏前掲書
第一編第一章第二節参照。

(43) 「青方文書」康永二年七月日付松浦定申状に、「……預
京都巨細御注進、令安堵本領等、全将来知行事……」と
一色道猷宛に要請しているので、同月二十五日付で挙申
された道猷の挙状はこれに対応していることはその内容
からも疑いない。

(44) 建武三年九月日付深堀明意軍忠状「肥前深堀文書」に、
八月三十日豊福原合戦で、「明意属于侍所御手」とあり、
同九月二十四日付佐竹重義・行氏連署奉書による見知証
人に対する戦功確認のための問状(同肥前深堀文書)が
発給されている。また建武四年五月三日付小代氏宛一色

道猷軍勢催促状「小代文書」によれば、菊池武重討伐のため重義を肥後に差遣したと述べているので、部将として特定戦域の指揮者としての活動も確認される。川添氏

前掲論文参照。佐竹重義感状は建武四年五月十九日表 II・4号文書

(45) 小川先生前掲書第二編第四章第一節註（五）でも同様に連署挙状と判定しておられる。

(46) 拙稿前掲註(1)論文1参照

(47) この根拠となる文書について付言する。注進を約束する波多野景氏への武田信武感状は黄薇古簡集卷一所収の写しであるが、同卷所収の同日付波多野景氏軍忠状の日付については疑義があり必ずしも信頼できない〔拙稿前註(1)論文2参照〕ので、当該感状も発給の蓋然性は高いと思われるが注意を要する。

(48) 前掲註(14)

(49) 小川信先生前掲書『足利一門守護發展史の研究』第一編、第一章、第二節、一二、口

(50) 康安元年四月十日島津道鑑代得貴申状案（薩摩島津家文書）

(51) 挙状の持つ本来的な推薦という性格に由来すると考えられるが、この様な例外としていま一例を挙げる。時代は観應期より降るので本稿での考察対象ではないものの、足利尊氏も同様の目的と機能を有する御内書を発給している。

小野寺尾張守申丹後国倉橋郷事、
歎申子細候歎、於出羽国致忠節無相違之、
「久我家文書」

可有御沙汰候也、謹言、

十二月七日

尊氏（花押）

（文和元年）

坊門殿

(52) 守護侍所についての研究はなされていないが、指揮下國人の戦功認定や幕府侍所への軍忠推挙などを所管する「役所」が存在したことは間違いない。史料上では地方戦域の一般守護指揮下の国人か守護に提出する軍忠状の宛所には「御奉行所」と記載され、幕府に対して提出される上申文書と区別できないものの、文中に「守護侍所」と明記するものも動乱初期から散見しその存在は確実である。

守護侍所の存在を確認し得る史料を例示する。「石見益田家文書」暦應五年一月日付御神本兼躬軍忠状に、「……此段侍所松田左近將監被見知之上者、為預御一見狀、……」と記載され、石見守護で中國西部の上級大將上野頼兼が証判を与えており、また松田左近將監は他の軍忠状でも同地域の合戦見知証人として散見する。従つて上

野頼兼は少なくとも当該期迄に侍所の名称を有する機関を開設していたことが確実である。

(53) 佐藤氏前註(11)

(54) 小川信氏「南北朝内乱」『岩波講座日本歴史6中世二』
一九七五年